

July 2016, No.16-07

IASB Board Meeting Flash – Insurance Contracts

2016年7月に開催された保険契約に関するIASB会議の概要



2016年7月、IASBは2015年12月に公表した公開草案(ED/2015/11)「IFRS第9号『金融商品』のIFRS第4号『保険契約』との適用(IFRS第4号の修正案)」の投票プロセスを進める過程で生じた、以下の論点に関する審議を行いました。

- IFRS第9号適用の一時的免除を適用する企業の定量開示

1. IFRS第9号適用の一時的免除を適用する企業の定量開示

IFRS第4号の修正案の再審議の過程で、IASBは当初以下を決定しました。

- IFRS第9号適用の一時的免除を適用する企業は、金融資産の公正価値及び当報告期間中の公正価値変動額を開示する。当該開示は、契約上のキャッシュフローが元本と利息のみである(SPPI要件を満たす)金融資産と契約上のキャッシュフローが元本と利息のみではない(SPPI要件を満たさない)金融資産を区別する。

この開示規定により、IFRS第9号適用の一時的免除を適用する財務諸表作成者は、すべての金融資産についてSPPI要件の評価を網羅的に実施しなければならないことになります。これに対し、複数の市場関係者から、SPPI要件の評価結果に依らずFVTPL(純損益を通じて公正価値で測定する)区分に分類される金融資産については、IFRS第9号適用時にSPPI要件の評価を行う必要はないため、当該開示規定は過度なコストがかかるという懸念が寄せられました。

そこでIASBは、IFRS第9号適用の一時的免除を適用する企業に対する公正価値開示の範囲を、信用リスク開示の適用対象と整合するように、以下のとおり簡便化することを決定しました。

- IFRS第9号適用の一時的免除を適用する企業は、以下の2つのグループの金融資産について、公正価値及び当報告期間中の公正価値変動額を開示する。

- 契約上のキャッシュフローが元本と利息のみである（SPPI要件を満たす）金融資産。ただし、トレーディング目的保有または公正価値で管理される金融資産を除く。
- 上記の金融資産を除くすべての金融資産（以下の通り）。
 - ✧ 契約上のキャッシュフローが元本と利息のみではない（SPPI要件を満たさない）金融資産
 - ✧ トレーディング目的保有または公正価値で管理される金融資産

2. 今後のスケジュール

IASBは、IFRS第4号の修正案の最終版を2016年9月に公表する予定です。

IASBはまた、新しい保険契約に関する投票プロセスを継続し、2016年第3四半期に適用日について議論する予定です。最終基準書の公表は2016年の終わり頃になる見込みです。

編集・発行

**有限責任 あづさ監査法人
IFRSアドバイザリー室
ファイナンシャルサービス本部**

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.